

(平成27年2月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月9日は44万5,000円、同年12月10日は32万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月9日
② 平成16年12月10日

私は、平成11年4月から17年1月までA社に勤務したが、この間、支給された賞与のうち申立期間に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及びB社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成16年7月9日は44万5,000円、同年12月10日は32万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年9月11日、同年12月12日及び19年8月10日は34万8,000円、20年9月10日は33万2,000円、22年8月24日は25万円、23年2月15日は22万8,000円、同年9月10日は20万4,000円、24年3月30日は23万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月11日
② 平成18年12月12日
③ 平成19年8月10日
④ 平成20年9月10日
⑤ 平成22年8月24日
⑥ 平成23年2月15日
⑦ 平成23年9月10日
⑧ 平成24年3月30日

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、確認の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④ないし⑧について、申立人から提出された当該期間に係る賞与明細書及び元事業主から提出された申立人の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間においてA社から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間①ないし③について、申立人及び元事業主は、「申立期間①ないし

④の賞与額は、毎月の給与額と同額にする取決めであり、当該期間の賞与から、それぞれ同額の厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

また、申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、A社から申立期間①ないし③に係る賞与が振り込まれていることが確認できるところ、当該振込額は、上記の申立人から提出された申立期間④に係る賞与明細書における支給額と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①ないし③において、A社から賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、当該賞与に係る上記の資料により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①ないし③は34万8,000円、申立期間④は33万2,000円、申立期間⑤は25万円、申立期間⑥は22万8,000円、申立期間⑦は20万4,000円、申立期間⑧は23万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年7月1日から同年8月9日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から8年10月10日まで

私は、A事業所に勤務していた期間について、今受給している年金額が当時給与から控除されていた厚生年金保険料額に基づく額と相違していると思っていたところ、転居に際して、平成7年7月分の給料台帳及び確定申告書（平成7年分及び8年分）を見付けた。また、平成7年8月9日以降においても、同社に継続して勤務していた。厚生年金保険の標準報酬月額及び被保険者期間を調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、A事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録のある平成7年4月1日から同年8月9日までの期間に係る標準報酬月額の相違については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成7年7月1日から同年8月9日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持するA事業所に係る同年

7月分の給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の関係書類は廃棄済みと回答し、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給料台帳で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成7年4月1日から同年7月1日までの期間については、申立人が所持する確定申告書により、申立事業所であるA事業所から給与が支給されていることは確認できるものの、当該事業所以外からも給与が支給されている上、それらの事業所の給与明細書等を所持していないことから、当該期間において申立人の主張する厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記のとおり、事業主は、申立期間当時の関係書類は廃棄済みと回答していることから、当該期間について厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間のうち、平成7年8月9日から8年4月20日までの期間については、申立人のA事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できないものの、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間において当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A事業所は、平成8年3月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、申立期間当時の関係書類は廃棄済みと回答していることから、申立人の申立期間のうち、平成7年8月9日から8年10月10日までに係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立人は、平成7年8月9日にA事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している上、健康保険被保険者証

を返納していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、A事業所に勤務していた元同僚4人のうちの2人は、申立人を覚えているが、申立人の勤務期間を覚えていないと供述している。

このほか、申立期間のうち、平成7年8月9日から8年10月10日までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月

私は、平成9年8月末で会社を辞める予定だったので、同月にA市役所に行き、国民年金の加入について相談した。その際、同市の男性職員から、7年10月の国民年金保険料が未納となっていることを教えられ、時効になる前に保険料を納付したほうが良いとの助言を受けたので、その場で1万数千円程度の保険料を現金で納付し、保険料が書かれた細長いレシートのような紙を受け取った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年8月に、申立期間の国民年金保険料をA市に遡って納付したと主張しているが、その時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となり、制度上、同市に納付することができない上、同市は、「過年度保険料は、年金窓口及び会計窓口でも収納していなかった。過年度保険料は、手書きの納付書を被保険者に渡し、郵便局等で納付するよう説明するか、社会保険事務所（当時）へ連絡し、被保険者に納付書を発行するよう依頼していた。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立期間は、平成13年5月23日付けの事務処理において、国民年金の未加入期間から国民年金保険料の未納期間に変更されたことが確認でき、その時点では、申立人は、当該期間に係る保険料を時効により納付することができなかつたものと推認される上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、別の国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したと主張する平成9年8月は、基礎年金番号制度が導入された同年1月以降の期間に当たり、市町村における保険料の収納事務の電算化が図られた後であり、社会保険事務所における事務処理の機械化も促進され、記録漏れ、記録誤りなどが生じる可能性は少ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4690（事案 672 及び 2798 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から48年1月まで

私は、A区役所又はB銀行C支店で、申立期間の国民年金保険料を妻の分と一緒に納付していたのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格は、平成11年8月10日付けで、遡って資格得喪の記録を追加しており、その時点では申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であること、ii) 別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が見当たらないこと、iii) 保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、国民年金の加入状況、保険料額及び保険料の納付方法についての申立人の記憶が明確ではないことなどから、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、20年10月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、新たな資料や情報は無いが、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているところ、i) 申立人は、その妻と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その妻は、昭和46年度の保険料を昭和46年5月26日に前納していることから、同年12月11日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した申立人が一緒に保険料を納付したとは考え難いこと、ii) 申立人が申立期間当時、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った場合、その妻についても、任意加入被保険者から強制加入被保険者へ種別変更されるのが自然であるが、種別変更手続が行われておらず、申立人が国民年金への切替手続を行った事情はうかがえないことなどから、既に年金記録

確認千葉地方第三者委員会の決定に基づき、平成22年9月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回までの審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報は提出されていない。

このほか、年金記録確認千葉地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5672（事案 4584 及び 5556 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 1 日から 35 年 11 月 1 日まで

私は、A社で4年以上勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間が4か月しかない。申立期間に、私がA社に勤務していたことは、年金記録確認第三者委員会も認めているし、申立期間に歯科医院で親知らずを1本ずつ4回抜いたときには健康保険を使ったはずであり、社会保険に加入していたので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、元同僚の供述から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できるが、i) 当時の事業主は既に死亡している上、当該事業主の息子である元事業主も、申立期間当時の賃金台帳等は保存していないと回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii) 当該事業所における元同僚の入社時期と厚生年金保険の資格取得日の異同について調査した結果、申立期間当時、当該事業所では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがえること、iii) 申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、その払出簿により、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日と一致することなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 24 年 5 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2回目の申立てについては、前回の審議結果に納得できないとして、A社に勤務していた時に、健康保険被保険者証を使用して歯科医院へ通院したので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと主張しているものの、申立人が通院していたとする歯科医院を特定することはできず、申立人

が受診時に使用したと主張する健康保険被保険者証の種類を確認することができないこと、及び新たに連絡先が判明した元同僚に照会したが厚生年金保険料の控除等について具体的な回答は得られなかったことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成26年8月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、これまでの審議結果に納得できないとして、「申立期間において、私がA社に勤務していたことは、年金記録確認第三者委員会も認めている。」旨主張して再申立てしているが、申立人から新たな資料等の提出は無く、これまでの調査結果等について再度検討したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、年金記録確認千葉地方第三者委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年頃から 30 年頃まで
② 昭和 30 年頃から 33 年頃まで
③ 昭和 33 年頃から 34 年頃まで

私の父は、申立期間①及び③において、A社（昭和 57 年にB社に組織変更）に、申立期間②において、C社にそれぞれ勤務していたので、これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、申立人は、D市に所在したA社に勤務していたと主張している。

しかし、A社において、申立期間①及び③当時、厚生年金保険の被保険者資格を有している元同僚3人に申立人の勤務状況を照会したところ、二人から回答を得たが、申立人を覚えている者はおらず、申立人が当該期間において、当該事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、B社の元代表取締役は、「創業者は20年以上前に他界しており、当社は既に倒産しているので分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立期間①及び③において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、E区に所在したC社に勤務していたと主張している。

しかし、C社において、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者資格を有している元同僚8人に申立人の勤務状況を照会したところ、5人から回答を得たが、申立人を覚えている者はおらず、申立人が当該期間において、当該事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、C社は、「当時の資料が無く、不明。」と回答していることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立期間②において、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

4 なお、申立人が申立期間①から③までの期間後に勤務した事業所に保存されていた申立人自筆の入社時の履歴書には、申立事業所であるA社及びC社は記載されていない上、「昭和21年4月から34年3月まではD市F事業所に入所」と記載されていることから、オンラインシステムで、G県内の「F事業所」という名称の適用事業所を調査したが、該当する事業所は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 2 月 3 日まで

私は、申立期間において、A区に所在したB事業所（後のC事業所。現在は、D事業所）に勤務していたが、当時、加入した退職金共済制度の掛金は年金の保険料ではないかと思う。「退職金共済手帳」を添えて申し立てるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が所持する退職金共済手帳により、申立人は、申立期間において、B事業所に勤務し、昭和47年6月30日付けで退職金共済に加入したことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B事業所が厚生年金保険の任意適用事業所となったのは、昭和48年7月23日であり、申立期間は、適用事業所になる前の期間であることが確認できる。

また、D事業所に係る事業所別被保険者名簿により、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に、同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が4人確認できるところ、そのうち所在が確認できた3人に照会し、2人から回答を得たが、いずれも申立人を覚えていない上、事業主は申立期間に係る厚生年金保険の資料が無く不明と回答していることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は退職金共済手帳及びその掛金を納付したことを示す「掛金納付原符」を根拠に厚生年金保険の被保険者であったと申し立てているが、当該共済手帳は、中小企業退職金共済法に基づき中小企業退職金共済事業団(当時)が交付したものであり、その制度は、社外積み立て型の退職金制度であることから、公的年金制度との関連性は無いものである。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から 36 年 11 月 1 日まで

私は、高校卒業後、昭和 32 年 8 月頃から 36 年 10 月頃まで A 事業所 B 課に事務補助員として勤務したが、この期間の年金記録が欠落している。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 事業所 B 課に勤務していた。」と主張しているところ、C 事業所 D 部署（現在は、E 事業所 F 部署）発行の記念誌「G 広報 30 年の歩み」によると、C 事業所 H 部署（当時）の I 部門が独立し、昭和 35 年 7 月 1 日に C 事業所 D 部署が発足したとされており、E 事業所 F 部署から提出された C 事業所 H 部署における職員の在籍期間に関する資料並びに同記念誌の機構及び在職者一覧には申立期間の一部について申立人の氏名が確認できること、申立人が氏名を挙げた元同僚二人は、「申立人は事務補助員として勤務していた。」と供述していることから判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が C 事業所 H 部署の I 部門及び C 事業所 D 部署に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所名簿検索システムにおいて、申立人が勤務していたと主張する A 事業所 B 課という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、C 事業所 D 部署が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 41 年 5 月 1 日であり、申立期間において適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記の記念誌における機構及び在職者一覧に「J 職」として掲載されている者は、申立人のほかに 20 人おり、そのうち個人を特定できた 8 人の中に、事業所名称に A 事業所又は C 事業所を含む適用事業所の厚生年金保険被保

険者記録を有する者は確認できない。

さらに、上記において、申立人の勤務について供述している元同僚二人は、「当時、事務補助員は、K組合及び厚生年金保険に加入していなかった。」と述べ、そのうち一人は、「私自身、事務補助員として、昭和31年5月から勤務を始めたが、34年4月に正規職員で採用され、K組合に加入するまで、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しており、申立期間において事務補助員が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述を得ることはできない。

加えて、E事業所F部署は、「申立期間当時の資料が無く、不明である。」と回答している上、申立人は複数の元同僚の氏名を挙げているが、生年月日が不明であり、上記の元同僚二人のほかに個人を特定することができないため、厚生年金保険の加入の取扱いについて聞き取り調査を行うことができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。